

答 申 第 4 4 号
平成28年12月26日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 大 道 晋

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備することについて（答申）

平成28年9月26日監第153号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

(別 紙)

第1 個人情報の定義 (第2条第2号)

個人情報の定義については、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と同様に、個人識別符号の概念を導入して明確化する改正を行うことが適当である。

【理 由】

(1) 平成27年に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が改正され、個人情報の範囲を明確にするため、①特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号や②役務の利用、商品の購入に関し割り当てられ、又は書類に付される個人ごとの符号(以下「個人識別符号」と総称する。)が含まれるものが、個人情報として位置付けられた。また、この改正の趣旨を踏まえ、平成28年に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)においても、個人情報の定義が同様に改正された。

(2) 「個人情報」に該当する情報であるかどうかの判断は、困難な場合もあるため、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法のように個人情報の範囲をできる限り明確化していくことは、非常に有意義であり、また、官民通じて「個人情報」の概念を統一することは、個人情報の適正な取扱いを図っていく上で非常に有用であると考えられる。

したがって、条例においても、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同様に、個人識別符号の概念を導入して「個人情報」の定義を明確化する改正を行うことが適当である。

第2 センシティブ情報に係る規定（第6条第3項）

条例第6条第3項に定める個人情報（センシティブ情報）の定義については、要配慮個人情報の定義と同一になるよう改正することが適当である。なお、センシティブ情報の収集の制限については、現行の規定を維持することが適当である。

【理由】

- (1) 個人情報保護法の改正により、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を「要配慮個人情報」と定義して新たに導入し、個人情報取扱事業者は、この要配慮個人情報の取得及び第三者提供について、原則として本人の同意を得ることが義務付けられた。
- (2) 行政機関個人情報保護法の改正にあつては、個人情報保護法と同様に要配慮個人情報を新たに定義しているが、その取扱いについては、第10条において、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、記録情報に要配慮個人情報が含まれる旨を総務大臣に通知することが規定されているものの、取得等において通常の個人情報と同じ制限規定が適用される。
- (3) 現行条例では、第6条第3項において、実施機関は、「思想、信条又は信教に関する個人情報、病歴、身体障がい等の身体に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」（以下「センシティブ情報」という。）を原則として収集してはならないものと規定している。そして、通常の個人情報と異なり、本人の同意がある場合や公情報等であっても収集できないとして、手厚い保護を行っている。
- (4) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により導入された「要配慮個人情報」と条例上の「センシティブ情報」とは、いずれも通常他人に知られたくない個人情報であり、プライバシー性の高い情報として特に保護すべきであるとする考え方は、法も条例も基本的に同一である。そして、そのような特に保護すべき情報については、誰にでも判別でき、かつ正しい取扱いが行われるように具体的に列挙しておくことが望ましいと考えられる。
したがって、条例における「センシティブ情報」については、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法における「要配慮個人情報」と同一の定義

となるよう改正することが適当である。

ただし、特に保護すべき情報であることから、現行条例のとおり、通常の個人情報よりも収集において厳しく制限する規定を維持することが適当である。

第3 事業者に係る規定（第45条から第49条まで）

事業者に係る次の規定を削除することが適当である。

- ① 第45条第2項
- ② 第46条第2項
- ③ 第47条

【理由】

- (1) 個人情報保護法の改正により、従来、同法の適用が除外されていた「取り扱う個人情報の数が5千人分以下である事業者」にも同法が適用されることとなったため、条例の規定の中で当該事業者を対象としている第46条第2項及び第47条については、不要となり削除することが適当である。
- (2) また、現行条例は、事業者に対して、センシティブ情報の特に慎重な取扱いを求めているが、個人情報保護法の改正により、取り扱う個人情報の数が5千人分以下である事業者を含めた全ての個人情報取扱事業者に対して、要配慮個人情報（前記第2のとおり、条例上のセンシティブ情報と同一の概念）に係る取得及び第三者提供の制限が規定されたため、条例第45条第2項の規定は不要となり削除することが適当である。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第85回	平成28年10月5日	諮問 審議
第86回	11月9日	審議
第87回	12月26日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
大道 晋	弁護士	会長
坂田 美佐	税理士	
末吉 江衣	弁護士	
南波 浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者

(五十音順)